

要望先：厚生労働省、内閣府、総務省等関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る  
財政措置に関する要望書

令和2(2020)年4月28日

栃 木 県

# 要 望 書

政府におかれましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を、休業要請に応じた事業者等への協力金に対しても活用できるようにされたことに対して、感謝申し上げます。

県及び市町では、医療提供体制強化及び感染拡大防止はもとより、日常生活や産業への影響も最小化すべく様々な対策を講じ、全力で取り組むことにより、大幅な感染拡大は食い止められているところです。しかしながら、感染者数の増加傾向が続いており予断を許さない状況にあること、特定警戒都道府県に接する県として更なる感染拡大を防止する必要があることなどから、引き続き、全力で対策に取り組むことが必要です。

つきましては、こうした状況を御理解いただいた上で、事態の推移を見極めながら、次のことについて迅速かつ適切な財政措置を賜りますようお願いいたします。

## 記

- 1 医療提供体制の強化を地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に行うため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の総額を大幅に増額すること。
- 2 感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の総額を大幅に増額すること。
- 3 法人関係税のみならず、幅広い税目で大幅な減収が予想されることから、交付税率の引き上げや別枠加算の計上などにより地方交付税の総額を確保するとともに、減収補てん債の対象税目の拡大などの確実な補てん措置を講じること。

また、地方税の徴収猶予制度の特例に伴う地方債の利息償還に対する交付税措置を講じること。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

栃木県市長会長 佐藤 栄一

栃木県町村会長 古口 達也